# 川内川における現状の水害リスク情報や 取組情報の共有

# (1)現状の水害リスク情報

## 過去の被害情報

#### 昭和29年8月洪水

■流域全体にわたって家屋浸水が発生



#### 出水被害 家屋全·半壊·流失 8,578戸 床上浸水 2,102戸 床下浸水 10,236戸

#### 昭和47年7月6日洪水

■流域内各地で氾濫、内水被害による家屋浸水が発生、特に宮之城、鶴田 地区は家屋流失等の甚大な被害が発生





#### 出水被害 家屋全·半壊·流失

472戸 床上浸水 695戸 床下浸水 1.339戸

#### 平成5年8月1日洪水

■上流を中心に流域全体で内水被害による家屋浸水が発生







出水被害 床上浸水 170戸 床下浸水 423戸

#### 平成18年7月19日洪水

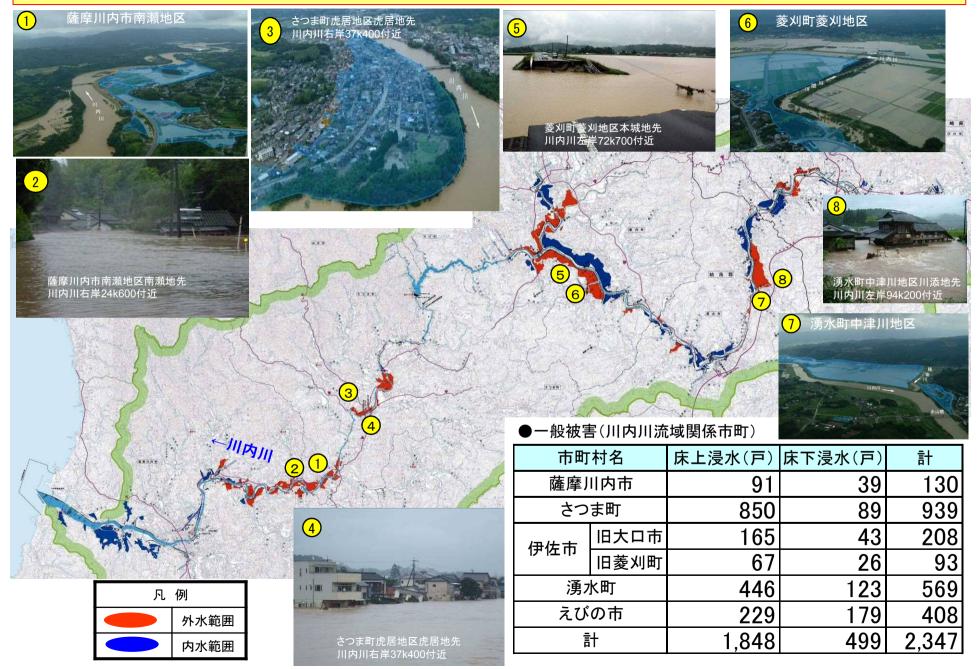
■川内川流域の全水位観測所15箇所のうち11箇所で観測史上最高水位を観測し、全域で甚大な被害が発生【既往最大】





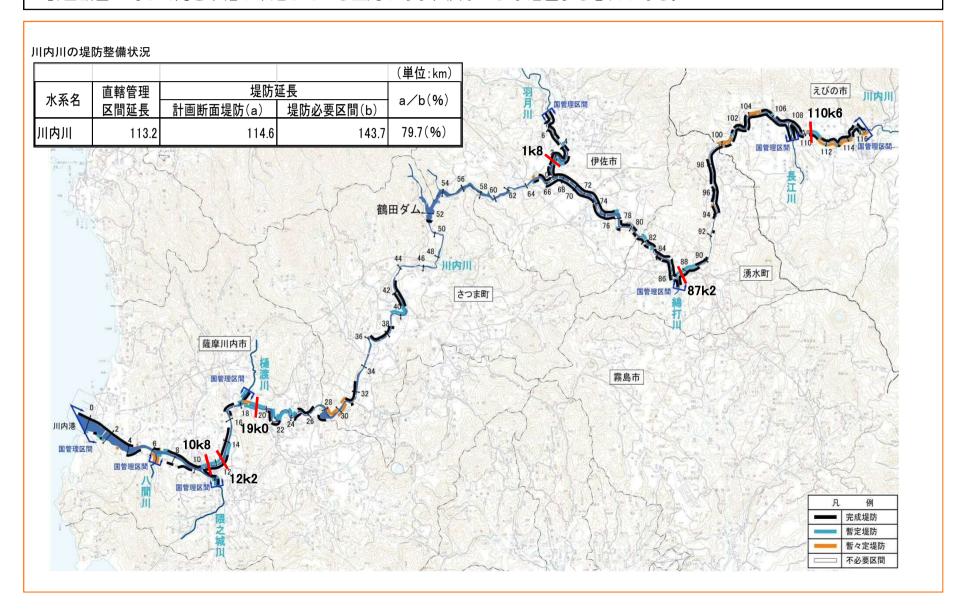


# 平成18年7月出水の状況 【被害状況】



# 現状の堤防整備状況

- ■堤防が必要な区間143.7kmのうち、114.6km(平成26年度末時点)の堤防が完成しており、完成堤防率は約80%。
- ■計画断面に対して高さや幅が不足している区間があり、洪水により氾濫する恐れがある。



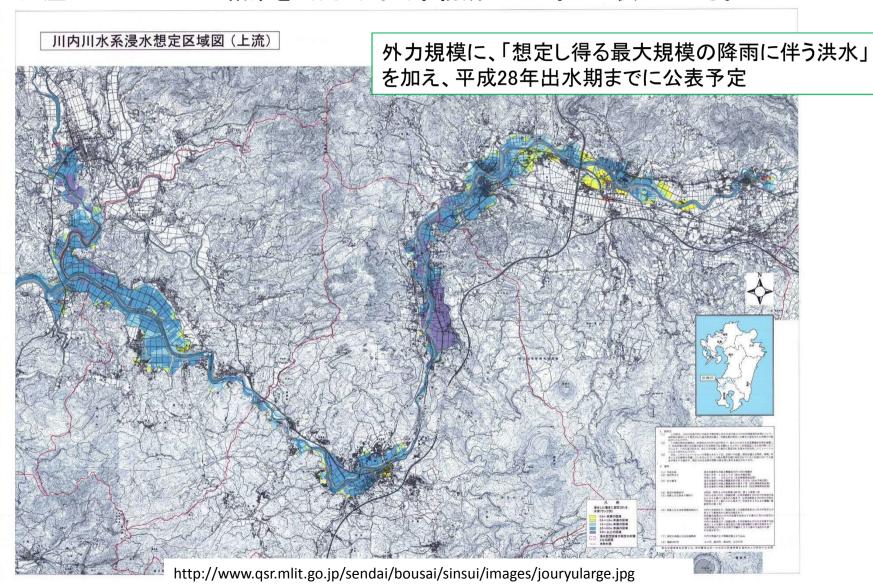
## 氾濫シミュレーション(施設計画規模)

〇川内川において施設計画規模の外力による浸水想定区域図及び、堤防が決壊した際 の氾濫シミュレーション結果を川内川河川事務所のHP等で公表している。



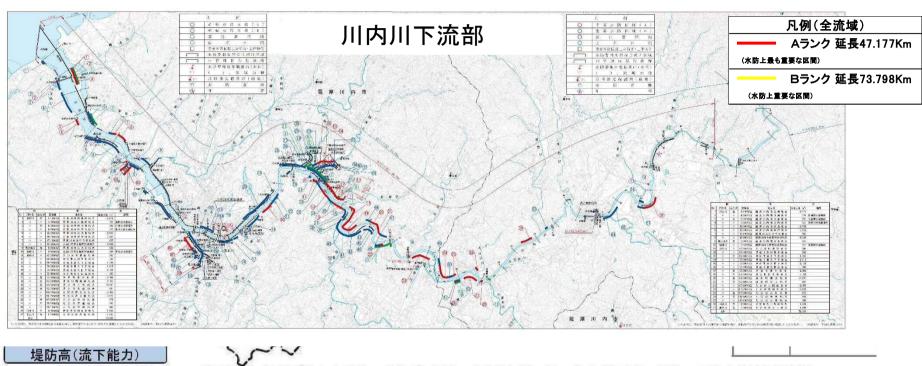
## 氾濫シミュレーション(施設計画規模)

〇川内川において施設計画規模の外力による浸水想定区域図及び、堤防が決壊した際 の氾濫シミュレーション結果を川内川河川事務所のHP等で公表している。



### 重要水防箇所

現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績などから、危険箇所を早期に発見するために、あらかじめ水防上特に注意を要する区間を定め、重要度に応じて重要水防箇所として指定している。



Aランク: 現況の河道において計画規模の流量が流れた場合の水位が、堤防の高さや河道の流下能力が不足し、堤防の堤防高を越える箇所。 Bランク: 現況の河道において計画規模の流量が流れた場合の水位と現況の堤防高の差が、計画断面堤防として必要な余裕高に満たない箇所。

#### 堤防断面

Aランク: 計画断面堤防(標準的な堤防の断面形状)に対して、現況堤防の断面積や天端幅が半分に満たない箇所。

Bランク: 計画断面堤防(標準的な堤防の断面形状)に対して、現況堤防の断面積や天端幅が不足しているが、半分以上はある箇所。

#### 法崩れ・すべり、漏水

Aランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所。

Bランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。また、すべり破壊に対する安全度が基準値以下の箇所や、 基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。

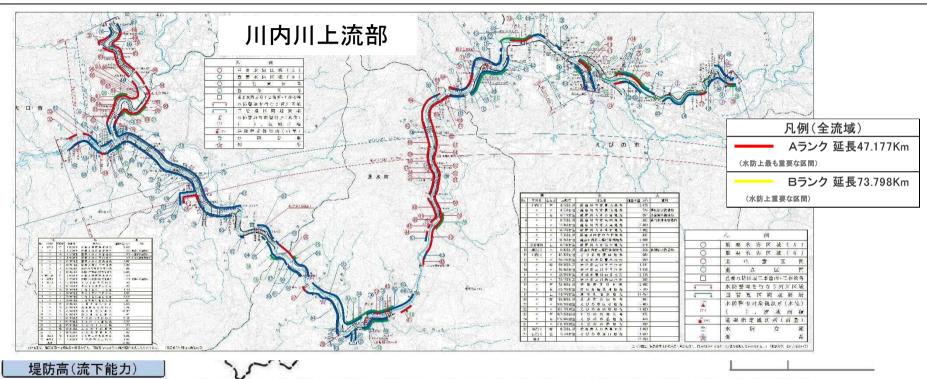
※この他、水衝部や洗掘箇所、工作物等設置箇所においても評定基準を定めている。

また、新しく堤防を造った箇所や破堤跡、旧川跡については、注意を要する箇所、または、履歴を残すため「要注意」として整理。

なお、重要水防箇所については下館河川事務所HPで公表 http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00012.html

### 重要水防箇所

現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績などから、危険箇所を早期に発見するために、あらかじめ水防上特に注意を要する区間を定め、重要度に応じて重要水防箇所として指定している。



Aランク: 現況の河道において計画規模の流量が流れた場合の水位が、堤防の高さや河道の流下能力が不足し、堤防の堤防高を越える箇所。 Bランク: 現況の河道において計画規模の流量が流れた場合の水位と現況の堤防高の差が、計画断面堤防として必要な余裕高に満たない箇所。

#### 堤防断面

Aランク: 計画断面堤防(標準的な堤防の断面形状)に対して、現況堤防の断面積や天端幅が半分に満たない箇所。

Bランク: 計画断面堤防(標準的な堤防の断面形状)に対して、現況堤防の断面積や天端幅が不足しているが、半分以上はある箇所。

#### 法崩れ・すべり、漏水

Aランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所。

Bランク: 過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。また、すべり破壊に対する安全度が基準値以下の箇所や、 基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。

※この他、水衝部や洗掘箇所、工作物等設置箇所においても評定基準を定めている。

また、新しく堤防を造った箇所や破堤跡、旧川跡については、注意を要する箇所、または、履歴を残すため「要注意」として整理。

なお、重要水防箇所については下館河川事務所HPで公表 http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00012.html

# (2)現状の減災に係る取り組み状況

①情報伝達、水防活動等洪水時の対応状況

## 洪水時における河川事務所からの情報提供等の内容及びタイミング

- 〇川内川水系では、避難勧告の発令判断の目安となる 氾濫危険情報の発表等の洪水予報を実施している。
- 〇洪水予報等の防災情報の持つ意味や防災情報を受けた場合の対応について共有しておく必要がある。
- 〇はん濫危険水位は、受け持ち区間内の危険箇所においてはん濫がはじまる水位を基準水位観測所の水位に換算し、避難に必要な時間を考慮して設定している。





#### はん濫危険水位

市町村長による避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。

#### 避難判断水位

市町村長による避難準備情報の発令判断の目安 であり、住民のはん濫に関する情報への注意喚 起になる水位。

#### 氾濫注意水位

のり崩れ、洗掘、漏水などの災害が発生する危険性がある水位。水防団が出動して河川の警戒にあたる水位。

#### 水防団待機水位

水防団が水防活動の準備を始める目安となる水 位。

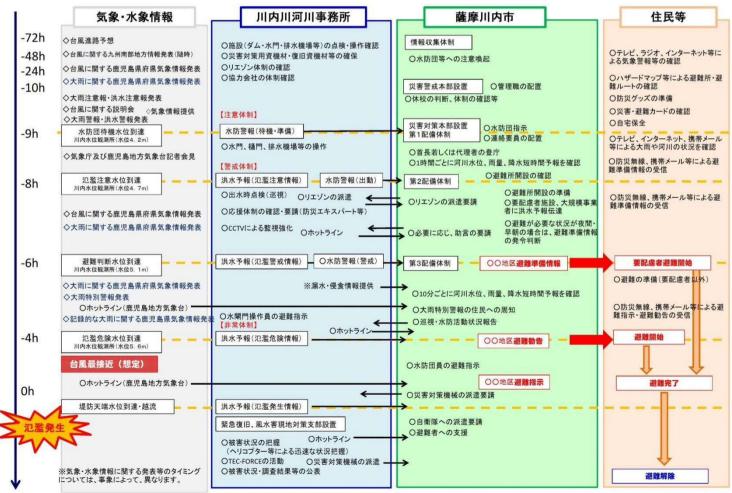
			水 位 (m)						
	観測所明	零点高 (m)	水防団 待機 (指定)	はん濫 注意 (警戒)	避難 判断 (特別警戒)	はん濫 危険 (危険)	計画高水位		
			レベ	ル1 レベ	ル2 レベル	レ3レベル	<b>L4</b>		
川内川	真幸	214.40	2.40	3.30	4.00	4.70	5.75		
	栗野橋	179.60	3.80	4.40	5.10	5.80	7.15		
	宮之城	19.00	4.00	5.20	6.40	7.60	8.74		
	川内	0.00	4.20	4.70	5.10	5.60	6.99		
羽月川	花北	164.90	4.30	5.10	6.20	7.00	7.50		
隈之城川	川内	0.00	4.20	4.70	5.10	5.60	6.99		
長江川	真幸	214.40	2.40	3.30	4.00	4.70	5.75		

## 避難勧告等の発令基準

- 〇地域防災計画に避難勧告発令の基準が記載されている。
- ○地域防災計画により避難勧告発令の時期や対象地区を明確にするために、タイムライン の策定や改善し、地域防災計画に反映する必要がある。

#### 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の 発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)【川内川水系川内観測所】 のイメージ

(平成27年10月20日作成)



## 住民等への情報伝達の体制や方法

〇河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。 〇情報の入手のしやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。

### PCや携帯電話から情報を入手





デジタル放送のデータ放送で河川水位・ 雨量を確認できる。

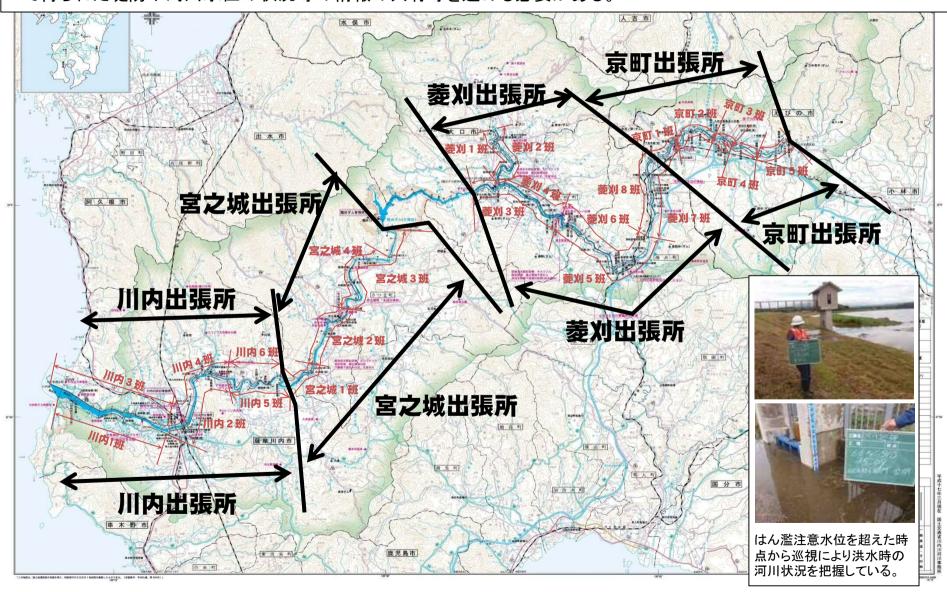


リアルタイムで川の水位情報を確認できる。



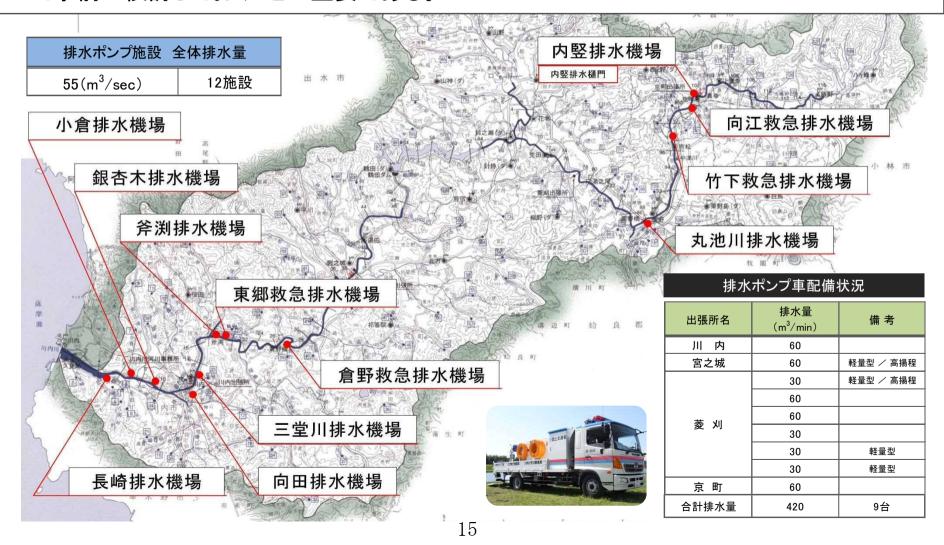
### 河川の巡視

- 〇出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
- 〇堤防決壊の恐れがある箇所で土のう積み等の水防活動が的確に行われるよう、水防団と河川管理者で、河川巡視で得られた堤防や河川水位の状況等の情報の共有等を進める必要がある。



### 排水施設、排水資機材の操作及び運用

- ◇排水ポンプ場や排水ポンプ車などの排水施設および機材は平常時から定期的な点検整備及び操作訓練を行い、円滑かつ確実な排水体制を確保している。
- ◇排水路、排水施設等に係る情報を関係者間で共有し、浸水時の最適な排水箇所について事前に検討しておくことが重要である。



# (2)現状の減災に係る取り組み状況

②平常時の住民等への周知・教育等の取り組み

### 水防災学習・教育の取り組み事例

#### ソフト対策の実施状況(避難できる人材育成を目指した水防災教育)

#### 1. 目的

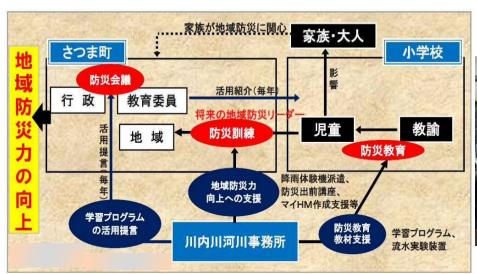
正式な社会科等の授業で、先生自ら授業可能な川内川を題材とした水防災学習プログラムを作成し、<u>危険な状況を認</u> 識でき避難行動ができる人材育成をし、地域防災力の向上を目指す。

#### 2. 取り組みのポイント

- ①<u>激特事業が完了した今こそ、</u>将来発生する水害に備え、<u>川内川の水害を伝承するとともに被災時の課題を踏まえた</u> 防災教育を実施し、地域防災力の核となる人材育成を目指す。
- ②教育現場、学識者と連携し、1~6年生の各学年において、理科、社会科、家庭科、生活科等の各教科に水防災視点を盛り込み、関連付け、発達段階に応じて水防災が学べる水防災河川学習プログラムを開発。

#### ①さつま町

- ・平成26年度から町内全校での活用が決定
- ・平成26年6月に学習プログラムを地域防災計画に位置付け(形式知化)
- ・進行する過疎化に対応するため、平成27年3月に複式学級版を開発



#### ②他自治体

・薩摩川内市では、平成27年度から平成28年度にかけて、さつま町版をベースに災害写真等をより身近なものに差し替えた教材を作成するとともに、研修会・試行授業を踏まえ、市内全小学校でのプログラム活用を目指す取り組みを実施中。

#### 《試行授業風景》





# (2)現状の減災に係る取り組み状況

③河川管理施設の整備

# 堤防等河川管理施設の今後の整備について

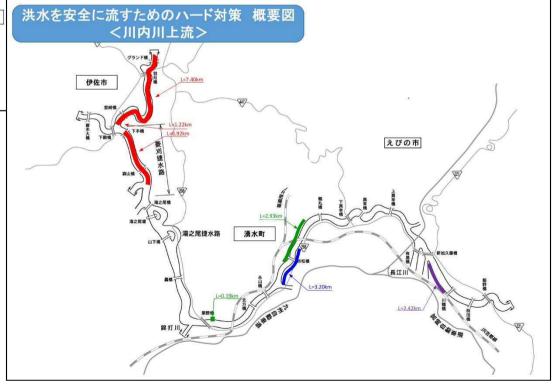


凡例 🚃 浸透対策	■ パイピング対策
■ 流下能力対策	<b>■■</b> 侵食·洗掘対策

^ \_ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	内訳						
全体実施延長 (重複無し)		パイピング対策	流下能力対策	侵食·洗掘対策			
26.2km	4.7km	4.1 km	16.7km	2.4km			

※具体の実施箇所等については、今後の調査検討や、 洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。 ※表示されている各対策の延長計については、四捨五 入の関係で概要図と合致しない場合があります。

※今後概ね5年間で対策を実施する区間を記載しています。



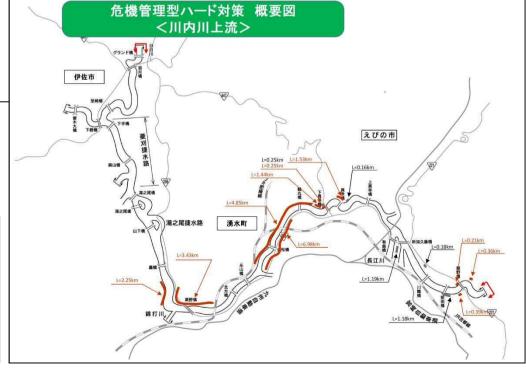
## 堤防等河川管理施設の今後の整備について



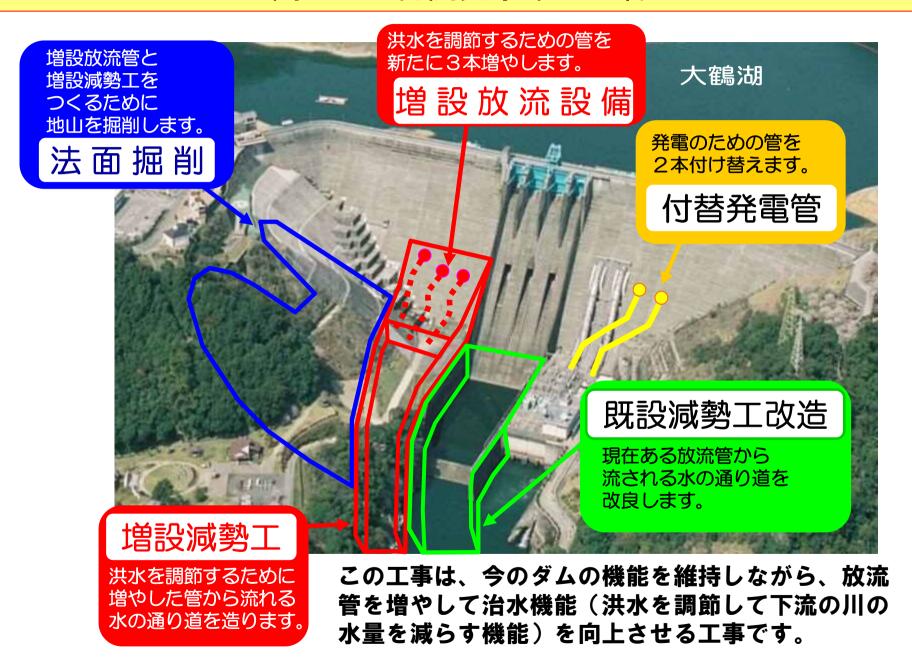
凡例 天端の保護 裏法尻の保護

全体実施延長	内訳			
(重複無し)	天端の保護	裏法尻の保護		
32.0km	5.5km	27.2km		

- ※具体の実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水 被害の発生状況等によって変わる場合があります。
- ※危機管理型ハード対策と併せて、住民が自らリスクを察知 し、自主的に避難できるようなソフト対策を実施予定です。
- ※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。
- ※今後概ね5年間で対策を実施する区間を記載しています。

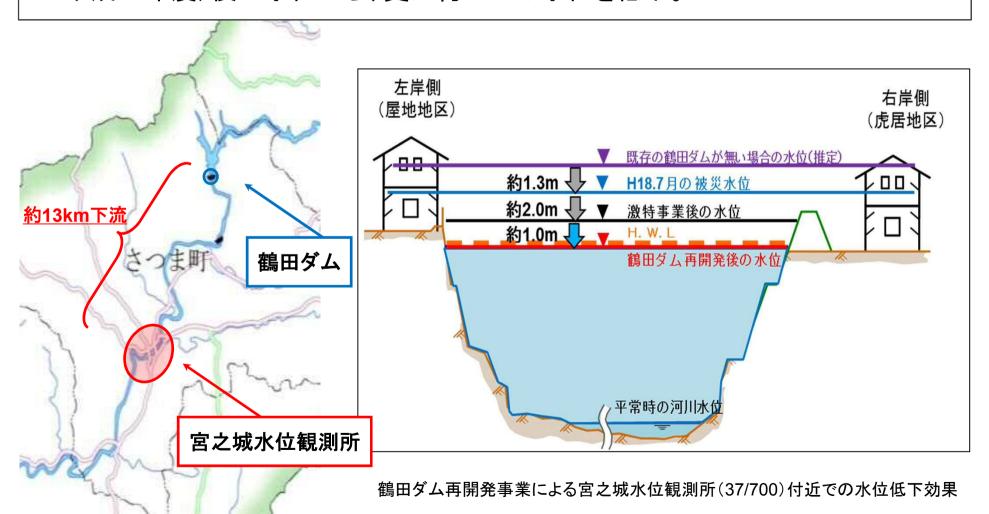


## 鶴田ダム再開発事業の内容



## 鶴田ダム再開発事業の効果

◇現在の川内川に平成18年7月規模の洪水が発生した場合、基大な被害を被った 宮之城地点において鶴田ダム再開発事業により、激特事業(平成18年度~ 平成23年度)後の水位から、更に約1.0mの水位を低下。



# (2)現状の減災に係る取り組み状況等

4川内川水害に強い地域づくり ~アクションプログラム~

# 平成18年洪水時の課題

①避難計画の不備

②水害の危険性に関する認識不足

③洪水時の情報提供・伝達の不足

④避難勧告・指示発令の遅れ

⑤水防・救助体制の不備

# 川内川水害に強いアクションプログラム

#### 平成18年7月22日水害

流域住民へのアンケート調査 県・市町、関係機関等へのヒアリング調査

### H18.7.22水害時の課題

- ①避難計画の不備
- ②水害の危険性に関する認識不足
- ③洪水時の情報提供・伝達の不足
- ④避難勧告・指示発令の遅れ
- ⑤水防・救助体制の不備
- ●川内川水系水害に強い地域づくり委員会 学識者から国・県・自治体・住民・ その他関係機関への提言
- ●川内川水害に強い地域づくり推進協議会 具体的なソフト対策を検討し、アクション プログラムを作成

アクションプログラムの実施

### アクションプログラムの実施工程

		アクションプログラム		アクションプログラムの実施状況					
				H18.7以前	H20年度末	H21年度	H22年度	H23年度	激特終了後
番号	施策名	番号	プログラム名	水害前					
		<1>	市・町洪水ハザードマップ整備完了		•				
		<2>	洪水ハザードマップの有効性確認		•				
1	洪水ハザードマップの作成支援	<3>	洪水ハザードマップの定期的更新						<b>□</b> •
		<4>	自宅中心の洪水ハザードマップの作成		•				
		<5>	洪水ハザードマップ学習会開催等				<b>→</b> •		
		<6>	浸水する避難所・避難経路の見直し		•				
2	避難計画・施策の再構築	<7>	避難所への案内表示板等の設置		•				
		<8>	車による移動を考慮した避難計画の検討		•				
*************************************	災害時要援護者避難対策について	<9>	災害時要援護者避難支援計画立案						•
3	3 災害時要援護者避難対策について	<10>	避難所における生活水準の向上				> ●		
4	水害時住民行動マニュアル作成	<11>	水害時住民行動マニュアルの作成					<b>→</b> •	
		<12>	水害による孤立化地域の抽出		•				
5	地域孤立化防止対策について	<13>	孤立化地域の水防資機材の備蓄		•				
		<14>	避難経路の連続性確保、伝達手段確保		•				
6	水害危険性の認識向上・	<15>	出前講座制度等の活用		•				
0	防災用語等の習得	<16>	地域防災講座・訓練等の実施		•				
7	浸水地区土地利用規制等について	<17>	治水目的の土地利用規制						- •
8	浸水に強い建築構造導入について	<18>	浸水に強い建築構造導入の検討						<b>—</b> •
9	遊水機能確保対策について	<19>	遊水区域の確保・維持						<b>—</b> •
		<20>	リアルタイム表示		•				
10	わかりやすく	<21>	危険度レベル等の情報の自動配信		•				
10	精度の高い情報提供	<22>	危険度レベルの標識設置		•				
		<23>	マスコミとの連絡協議会の継続		•				
11	地区コミュニティの活用	<24>	自主防災組織単位での避難行動	•	•				
	Localitato e	<25>	重要な水防情報の見やすい一元化				•		
12	水防情報の一元化	<26>	簡単にアクセスできるシステム		•	***************************************	•••••••	***************************************	390000000000000000000000000000000000000
13	勧告・指示等の発令基準の統一	<27>	勧告・指示発令基準の一貫性確保			•			
	In the letter of the American	<28>	浸水モニター制度の導入		•				
14	収集情報の発令判断への活用	<29>	ホットラインの強化			•		***************************************	***************************************
	1. mt 70 10 11 or 10 + 11 + 11 or -	<30>	水防資機材の十分な備蓄			•			
15 水防資機材	水防資機材の備蓄・効率的活用	<31>	水防資機材の広域的利用体制の確立		•				
16 重要水防箇所の		<32>	重要水防箇所の情報提供		•				
	重要水防箇所の情報提供	<33>	重要水防箇所に適した水防工法学習	•	•				
	ボランティアの受け入れ体制、	<34>	ボランティア受け入れマニュアルの作成				> ●		
17	業界団体との協力体制の確立		業界団体との災害協定書等の締結		•		***************************************		
18	消防職員等との浸水軽減活動	<36>	浸水被害軽減活動のための教育・体験学習	•	•			•	•
19	推進協議会の設置	<37>	推進協議会の設置		•				<u> </u>
				+					+
	実施フ	プログラ	ム累積計	3	24	27	31	32	37

注2)●はアクションプログラムの実施年

# 1. 洪水ハザードマップの作成支援

#### 〈1〉早急に関係市・町の洪水ハザードマップ整備を完了





さつま町



旧大口市



えびの市

薩摩川内市



旧菱刈町

湧水町

●渓流の勾配が急である。

●漢流に大きな石がごろごろしている。

~土若瀬魚藤渓流とは~ 谷や前首に貯まった土 役・石などが、福平等

命わき水や地下水

の転換があるところ

●火山作用あるは

清防苗所一覧(東野地域)

₩ 東野中央分団延折

●た/さんの土砂が優勝! Tいる

● 上頭が山崩れなどで養れている。

# 1. 洪水ハザードマップの作成支援

### 〈4〉自分が住む地区・自宅を中心に表示した洪水ハザードマップの作成



薩摩川内市



さつま町



旧菱刈町



湧水町



旧大口市



えびの市

# 2. 避難計画・施設の再構築

#### 〈6〉浸水する避難所・避難経路の見直し、あるいは、耐水化



### 3. 災害時要援護者の避難対策について

### 〈10〉避難所における生活水準の向上



薩摩川内市のサンアリーナにおいて導入されたプライバシーを守るためのパネル。4.5畳×10部屋×5セット。



湧水町の救急セット



旧大口市の オストメイトトイレ



えびの市の オストメイトトイレ

#### 【オストメイト対応トイレ】

オストメイトとは、癌や事故などにより消化管や尿道が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部ーストーマ(人工肛門・人工膀胱)ーを増設した人のことをいう。オストメイト対応トイレとは、人工肛門や人工膀胱の保有者が、パウチ(蓄便・蓄尿袋)内の汚物を捨てたり、袋を交換したり、ストーマ部分を直接洗浄できる設備を有したトイレである。

### 4. 水害時住民行動マニュアルの作成

#### 〈11〉地域住民自らの手による水害時住民行動マニュアルの作成





自主防災組織の連絡網、災害時要援護者支援体制、水害に備えるための基礎知識等の情報を集約して水害時住民行動マニュアルとして整理・作成

個人、あるいは、自主防災組織 単位の視点からのマイ洪水ハ ザードマップの作成

### 出前講座等の場で作成

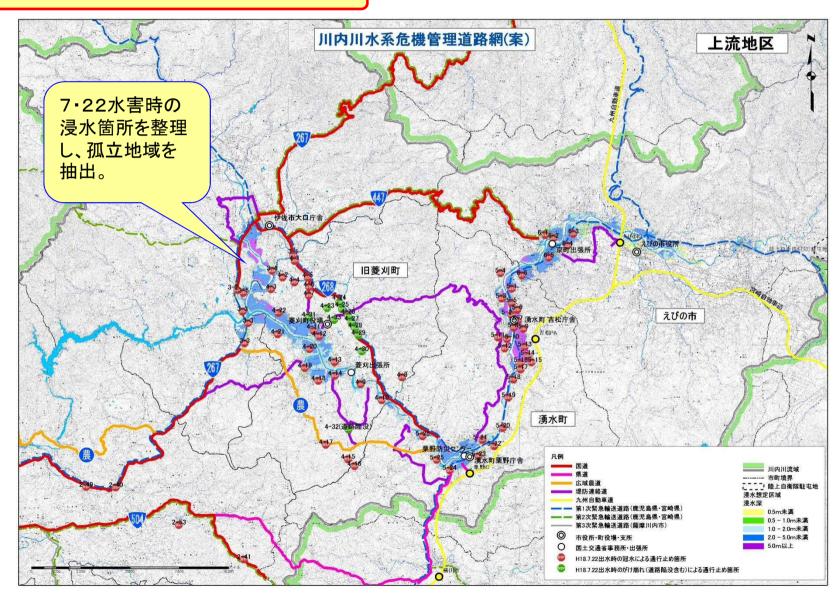
## 4. 水害時住民行動マニュアルの作成

#### 〈11〉地域住民自らの手による水害時住民行動マニュアルの作成



# 5. 地域孤立化防止対策について

### <12>水害により孤立化が想定される地域の抽出



# 6. 水害危険性の認識向上・防災用語等の習得

### 〈16〉職場、自治会・自主防災組織等で地域防災講座の開催、地域防災訓練等の実施



平成20年度

さつま町防災訓練実施要領



日時 平成20年6月29日(II) 午前7時30分~

さつま町

場所 さつま町内一円、川内川浸水部定区域内各公民会





も さらい より乗りのできた。一つきるが起き込むがいる方を表表していたの書名 したいかのようができるタッドの会ができたときをよりまる。 のもよい書といるができるいのは、書名の子できたなど、おめて

To kate individual termination of the grant terminal and the control of the contr

引え直 大口市場合行送網報でついて(tal

(4) すっちょう ちゃいものい (4) またい ないがい いまいます。

- 보고하고 171명 (보다 함께 1985 유럽하는 최고하고 있습니 네 1918 대한 기계 기계 1985 (1885 기능년 기계 18일 그런 기계 18일 기준보기 등보기 사용 1917 기계 18일

remarkable and or 2 .00 F5055LTVW506-LEA-195059

- 한 기가 있다. 기계에 가장 수 있는 국가 국가에, 기계에 가장 수 있는 국가 국가에, 기계에 가장 수 있는 기계에 가장 수 있는 기계에 가장 기계에 가

#### 薩摩川内市



旧菱刈町

さつま町



湧水町

旧大口市



えびの市

### 7. 浸水地区土地利用規制等について

#### 〈17〉治水目的の土地利用規制

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規 定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築 の制限について必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定)

- 第2条 市長は、河川の出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として 指定するものとする。
- 2 市長は、災害危険区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 3 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 4 前2項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。 (建築物の建築の制限等)
- 第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、災害防止上有効な措置を講ずる建築物その他市長が適当と認める建築物として規則で定めるものであって、あらかじめ市長の認定を受けたものについては、この限りでない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関

えびの市では、災害危険区域に関する条例第3条において、河川の出水等による危険の著しい区域に対して、土地利用規制を行うとともに、水害防止上有効な措置を講ずる建築物については、この規制適用外としている。

## 8. 浸水に強い建築構造物導入について

#### 〈18〉浸水に強い建築構造導入の検討

(趣旨)

第1条 この規則は、えびの市災害危険区域に関する条例(平成 年条例第 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(災害危険設定水位)

- 第2条 市長は、条例第2条第1項の規定により災害危険区域を指定するときは、災害危 険設定水位(あらかじめ設定した規模の出水に対して家屋の浸水を防止することができ る水位をいう。以下同じ。)を定めるものとする。
- 2 災害危険設定水位は、東京湾中等潮位を基準として定める。

(災害危険設定水位を表示する標識の設置)

第3条 市長は、災害危険区域内の必要と認める場所に災害危険設定水位を表示する標識 を設置するものとする。

(災害防止上有効な措置を識ずる建築物等)

- 第4条 条例第3条ただし書に規定する災害防止上有効な措置を講ずる建築物その他市長が適当と認める建築物として規則で定めるものとは、次に掲げる建築物とする。
- (1) 基礎地盤面の高さを災害危険設定水位以上として建築する建築物
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部(屋根及び階段を除く。)を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造とし、災害危険設定水位以下の部分を住居の用に供しない建築物
- (3) 仮設建築物又はやむを得ない理由がある建築物であって市長が適当と認めるもの (建築物の認定申請)
- 第5条 条例第3条ただし書の市長の認定を受けようとする者は、建築物の建築工事に着手する前に、災害危険区域内における建築物認定申請書(別記様式第1号)に次に掲げる図書又は書面を添付して市長に申請しなければならない。
- (1) 付近見取図
- (2) 基礎地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した配置図
- (3) 平面図
- (4) 敷地の断面図
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める図書又は書面
- 2 市長は、前項の規定により申請された建築物が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは災害危険区域内における建築物認定通知書(別記様式第2号)により、該当しないと認めるときは災害危険区域内における建築物不認定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

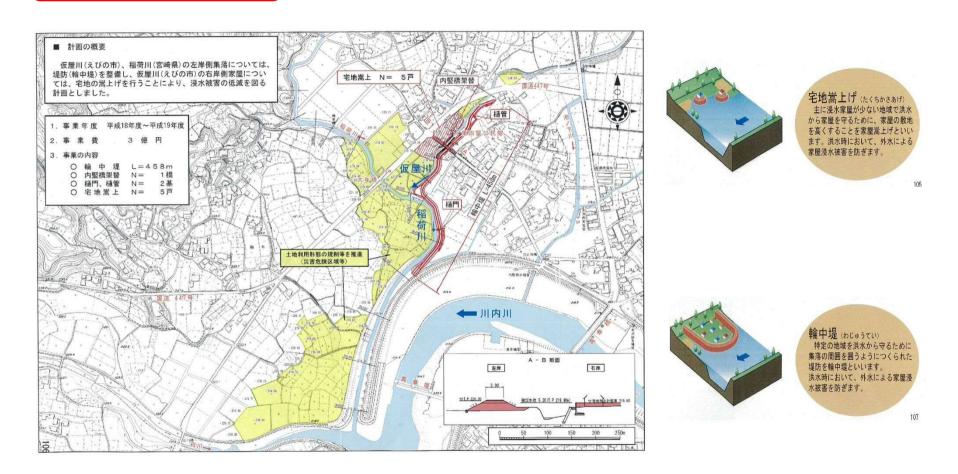
(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

建築構造に関する条件

# 9. 遊水機能確保対策について

### 〈19〉遊水区域の確保・維持



輪中堤、宅地嵩上げ共に従前の遊水機能を確保しながら特定地域の浸水被害を守るための対策であり、えびの市の稲荷川河川激甚災害対策特別緊急事業は、この点で遊水機能の保全が図られている。

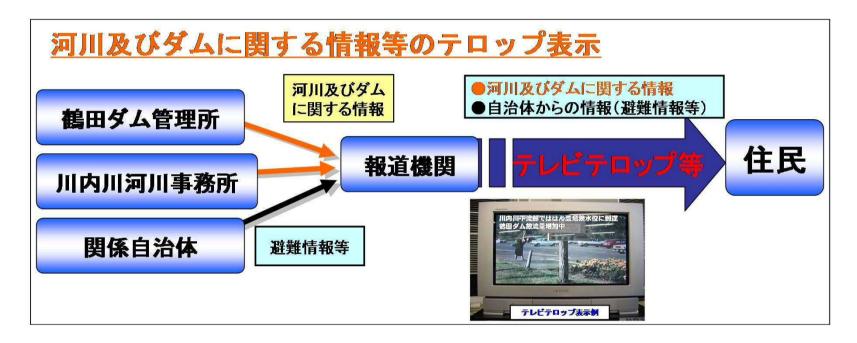
## 10. わかりやすく精度の高い情報提供

### 〈22〉危険度レベルの標識設置



## 10. わかりやすく精度の高い情報提供

〈23〉マスコミとの連絡協議会の継続



鹿児島県	名称	開催日	参加機関
	第1回勉強会	平成19年5月28日	NHK鹿児島放送局 · MBC南日本放送 KTS鹿児島テレビ放送 · KKB鹿児島放送 KYT鹿児島読売テレビ エフエム鹿児島(H20から)・南日本新聞社(H20から)
	第2回勉強会	平成19年7月18日	
	第3回勉強会		
	第4回勉強会	平成20年11月14日	共同通信社(H20から)
宮崎県	名称	開催日	参加機関
	第1回勉強会	平成20年5月29日	日本放送協会 ・ 宮崎放送 ・ テレビ宮崎 ・ エフエム宮崎 宮崎ケーブルテレビ ・ BTVケーブルテレビ ・ シティエフエム都 城 ・ ケーブルメディアワイワイ



## 11. 地域コミュニティの活用

### 〈24〉自主防災組織単位での避難行動







薩摩川内市



旧菱刈町

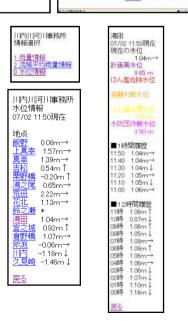
## 12. 水防情報の一元化

### 〈25〉重要な水防情報の見やすい一元化

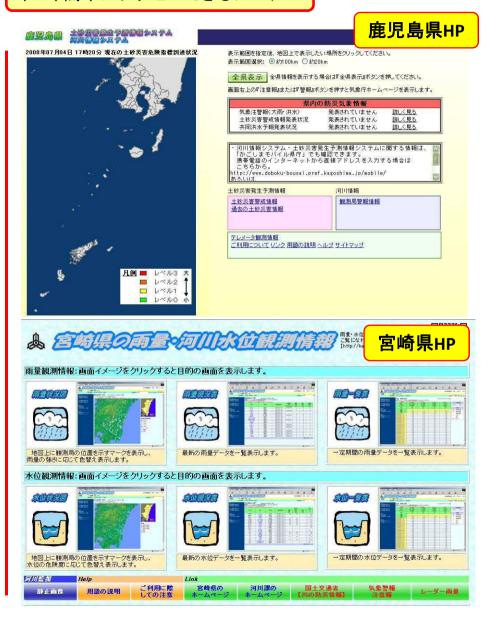


携帯用



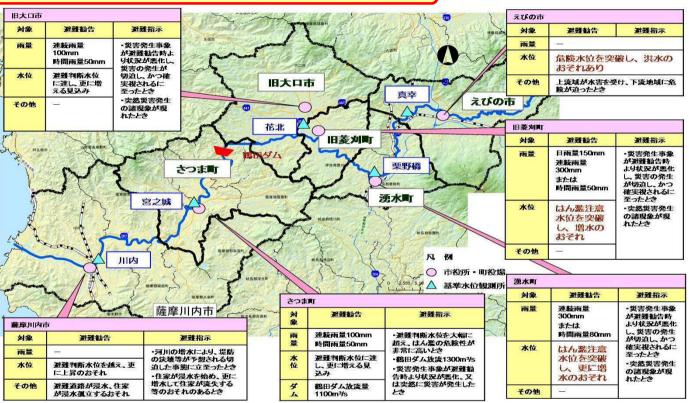


### 〈26〉簡単にアクセスできるシステム



## 13. 勧告・指示等の発令基準の統一

### <27>流域としての避難準備情報・勧告・指示発令基準の一貫性確保



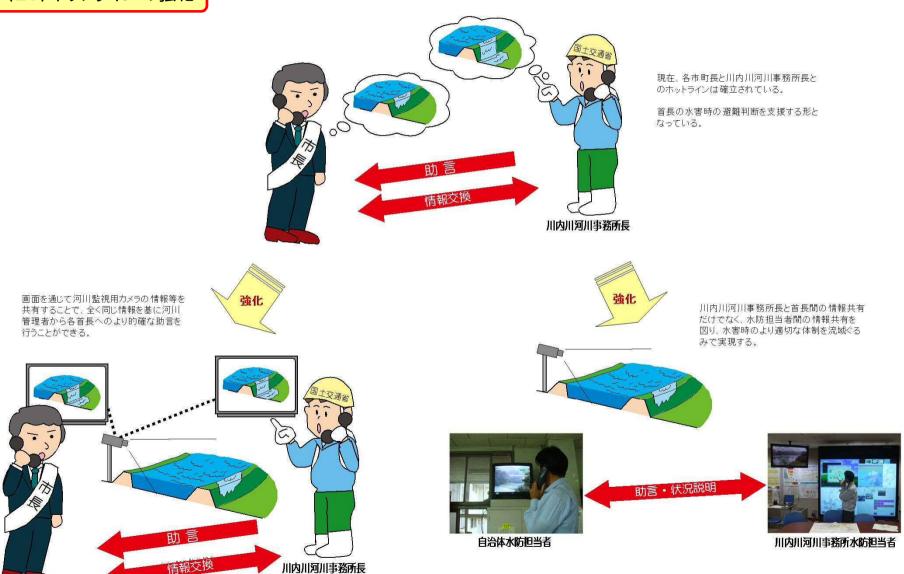


### 避難判断水位を避難勧告の水位基準として流域一貫性を持たせる

	平成27年3月時点			
各市町の避難勧告を判断する水位の設定状況				
薩摩川内市	避難判断水位			
さつま町	避難判断水位			
伊佐市	伊佐市 避難判断水位			
湧水町	避難判断水位			
えびの市	避難判断水位			
※今後、判断する水位の見直しを含め、検討する予定				

## 14. 収集情報の発令判断への活用

### 〈29〉ホットラインの強化



### 15. 水防資機材の備蓄・効率的活用

### 〈30〉水防資機材の十分な備蓄

### 1) 栗野防災ステーションの利用体制確立



### 2) 県と市町との災害時相互応援協定

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

- 第2条 応援の内容は次のとおりとする。
- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
  - ア 食料,飲料水,生活必需品,その他必要な資機材
  - イ 被災者の救助, 医療, 防疫, 施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
  - ウ 救助活動に必要な車両, 船艇等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職,技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
  - ア 被災者の一時収容のための施設
  - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### 3)九州地整内応援体制

4. 地方自治体等への災害対策車等貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、九州地方整備局が災害対策用として保有する建設機械類(以下 「災害対策車等」という。)の地方自治体等への貸付について、必要な事項を 定めることを目的とする。

なお、災害対策車等とは別表-1に示す機械機器等をいう。

(使用範囲)

第2条 災害対策車等は、異常な天然現象その他により地方自治体等が管理する道路 又は河川等に災害が発生したとき、当該現地において応急対策の指揮、連絡及 び広報活動等を行うために貸付(以下「緊急貸付」という。)するほか、防災 訓練等を行うために貸付(以下「平常貸付」という。)することができる。

(管理)

第3条 緊急貸付期間中及び平常貸付期間中に係る災害対策車等の管理は、災害対策 車等保有事務所より出動した時点から災害対策車等保有事務所への返納が完了 するまで、借受地方自治体等の責において管理するものとする。

なお、借受期間中に破損した部分等は、原形復旧して返納するものとする。

## 16. 重要水防箇所の情報提供

### 〈32〉重要水防箇所の情報提供

1) 重要水防箇所合同巡視の実施



2) 重要水防箇所情報の提供



〈33〉重要水防箇所に適した水防工法学習



【 川内川水防演習(下流地区)】

## 17. ボランティア受け入れ体制、業界団体との協力体制確立

### 〈34〉ボランティア受け入れマニュアルの作成

#### 災害時の

「福祉救援ボランティア活動」 支援マニュアル



<b>18</b> -185 8' 8	* 5 > 5 1 7	7 f ( )	
		्र । }	
			18

ボランティア受け入れ体制確立状況

	市町	ホランティアの受け人 れ体制確立	マニュアル作成
7	薩摩川内市	•	•
	さつま町	•	•
	旧大口市	•	県マニュアル準用
社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議	旧菱刈町	•	県マニュアル準用
	湧水町	•	県マニュアル準用
	えびの市	•	•
	鹿児島県	•	•
	宮崎県	•	•
	● · 実施済み	<u> </u>	

### 〈35〉業界団体との災害協定書等の締結

### Oさつま町協定書

〇大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町(以下「甲」という。)と鹿児島県建設業協会宮之城支部(以下日本 という。)とは、 大規模な地震、風水害等の災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合、又はその恐れが ある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設(以下「公共土木施設」という。)における大規 模集等時の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関し、甲が乙に対し て協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### ○鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援 協定

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

を この協定は,災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」とい )第2条第1号に規定する災害が県内で発生し,被災市町村のみでは十分な応急措 置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定 に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事 項を定めるものとする。

### 〇大淀川水系、川内川水系水防協定書

#### 大淀川水系, 川内川水系水防協定書

大淀川水系及び川内川水系の水防管理については、水防法第7条第2項の規定により下記の とおり定める。

- 1 両県にまたがる大淀川(支川を含む)及び川内川の関係水防管理者は、それぞれ、管内堤 防が決壊もしくは溢水の危険がある場合又は決壊した場合は、直ちに関係の水防管理者に通報 するとともに、その後の情報を連絡するものとする。
- 2 前項の水防管理者は、関係水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域内の 水防活動に支障のない範囲で、水防作業員又は必要資材器具等の応援をなすものとする。

## 18. 消防職員等との浸水軽減活動

### 〈36〉浸水被害軽減活動のための教育・体験学習



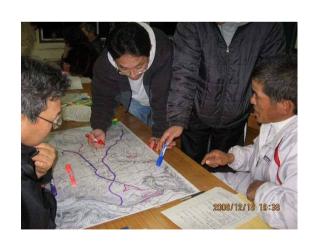
さつま町



湧水町



旧大口市



えびの市

## 19. 推進協議会の設置

### 〈37〉推進協議会の設置

#### 川内川水害に強い地域づくり推進協議会の歩み

#### 推進協議会設立趣旨

川内川は、平成18年7月に発生した観測史上最大規模の洪水により流域全体が甚大な被害を受けました。これにより、平成18年10月4日に激甚災害対策特別緊急事業が採択され、外水氾濫による家屋の浸水被害を防止するため、築堤・掘削等のハード対策を進めています。しかし、洪水からの被害を最小限にするためには、ハード対策だけに頼るのではなく、流域一体で取り組むソフト対策も必要不可欠であると考えています。

平成19年8月には「川内川水系水害に強い地域づくり委員会」において、避難計画の充実、水害の危険性に関する認識向上、洪水時の情報提供・伝達機能の向上、避難準備情報・勧告・指示発令の迅速化、水防・救助体制の強化など、今後、川内川流域で取り組むソフト対策の基本的な方針を提言いただいたところであります。

そこで、この基本方針に沿った防災・減災対策を効果・効率的に進めるため、 関係機関が連携・調整し、適切な役割分担のもと、実施スケジュールなどの 具体的な対策(アクションプログラム)を策定することを目的とし、「川内川水 害に強い地域づくり推進協議会」を設立いたします。

第 1 回

〇 設立趣旨と規約の確認

- 川内川水系水害に強い地域づくり提言の確認
- 〇 具体的な作業内容の確認

H20.3.5開催



議事事項

議事事

〇 進捗状況説明

○ アクションプログラムの策定

H20.11.17開催

第3回

議事事項

〇 進捗状況説明

○ アクションプログラムの策定

H21.3.5開催





川内川水害に強い地域づくり実施へと移行

# (3)防災意識アンケート

## 「防災意識アンケート調査」の概要

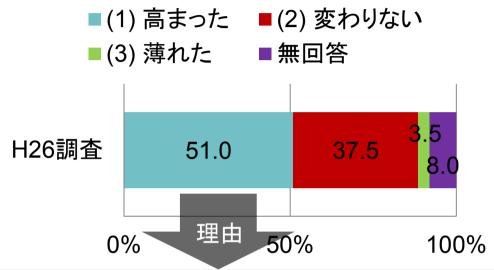
	H18調査	H26調査(今回)	
対象市町	流域全3市2町 :薩摩川内市、さつま町、伊佐市(旧大口市)、伊佐市(旧菱刈町)、湧水町、えびの市		
実施期間	H19年3月2日~ H19年3月14日	H26年12月19日~ H27年1月9日	
配布世帯 数	10,000世帯		
回収数	2,943世帯	3,022世帯	

※大口市と菱刈町はH20年11月に伊佐市へ統合

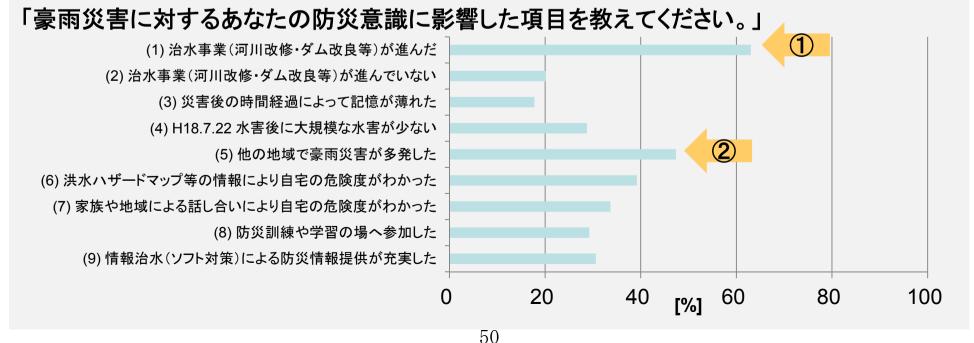
無作為に抽出した流域内の住民を対象に、郵送による 配布・回収で実施した。

## 「防災意識アンケート調査」 住民の防災意識の変化

### 現在の防災意識はH18年7月水害直後と比較して変化しましたか?」

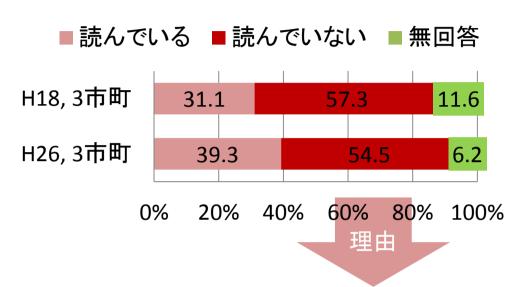


- ✓ 約半数は防災意識が高まった、と回答。
- ✓ 意識が高まった要因としては、
  - ①治水事業が進んだこと
  - ②他の地域で豪雨災害が多 発したこと



## 「防災意識アンケート調査」ソフト対策の地域への浸透度

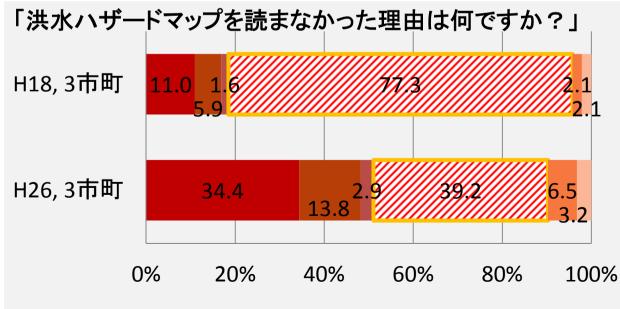
市町村が配布した洪水ハザードマップを読みましたか?」



- ✓ ハザードマップを読んでいる人の割合は若干増・読んでない人の割合は若干減だが、未だ50%が読んでいない。
- ✓ 一方で、「ハザードマップを知らない人」は減少している。



ハザードマップを知っているが読んでいない人が多い



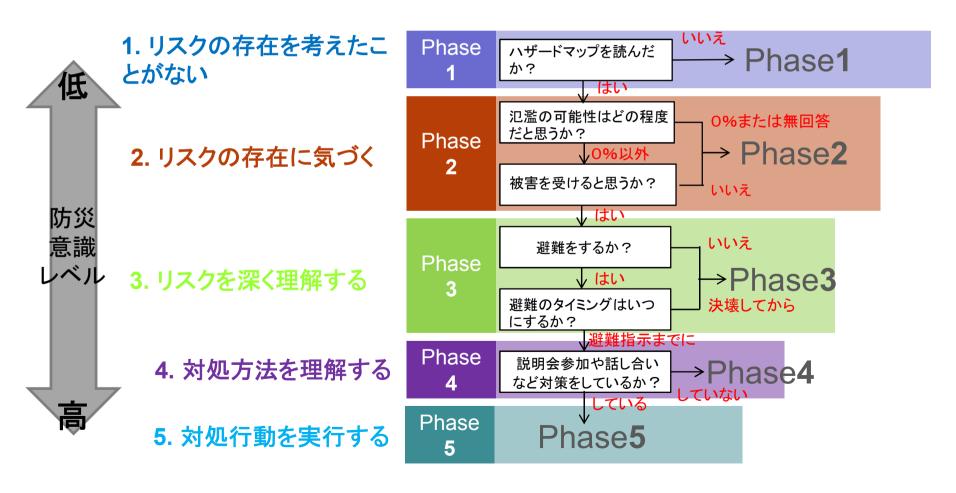
- 住居が水害を受けた記憶がないた め
- 日常生活で水害を意識したことが ないため
- 公共事業で水害がなくなったと判 断したため
- ハザードマップの存在を知らなかったため
- ■その他
- 無回答

## 「防災意識アンケート調査」ソフト対策の課題抽出

## 防災意識フェーズの分類

住民の防災意識レベルを把握し意識レベルに見合った対策を検討することが重要であり、住民の防災意識レベルをフェーズ分類する方法が提案されている。

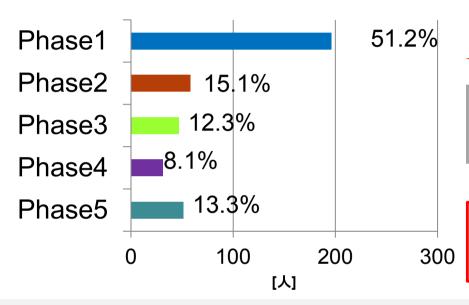
(住民の防災意識水準に応じた教育プログラム策定手法に関する研究,本間ら,2008)



## 「防災意識アンケート調査」ソフト対策の課題抽出

### 川内川における防災意識フェーズの分類

※H26調査において浸水区域内に居住していると答え た住民383人についてフェーズ分類を行った。



Phase5に属する住民がある程度存在 する一方で、<u>Phase1に属する住民が</u> <u>多い。</u>

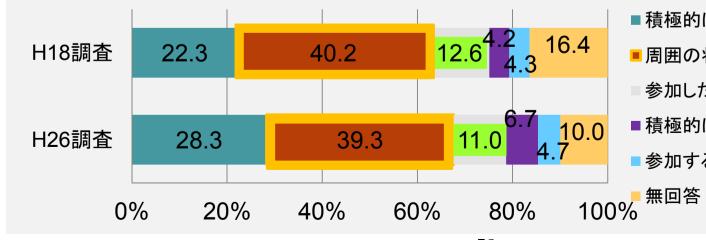
アンケート結果から推測される理由

住民の防災意識は高まっているものの、自ら積 極的に行動を起こすに至っていない。



住民自らが迅速かつ的確な避難行動をとること ができる取り組みが必要。

### 「地域に自主防災組織が組織されれば参加しますか?」



- ■積極的に参加する
- ■周囲の状況によっては参加する
- 参加したいが諸事情から躊躇する
- ■積極的に参加したいとは思わない
- ■参加するつもりはない

# (4)各地で頻発する水害と今後の災害リスク

## 近年の九州で発生した施設能力を上回るような洪水



55

H17年9月 大淀川(宮崎市富吉地区)



(さつま町宮之城橋上流)

## 平成27年9月 関東・東北豪雨



- ・ 氾濫流による長時間の浸水 (約10日)
- ・ 氾濫流による家屋の倒壊・流失
- 多くの住民が孤立・救助(約4300名)
- 大規模な氾濫時の広域避難の必要性







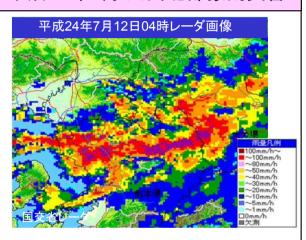
写真提供:関東地方整備局

## 近年の災害の特徴



- ・近年、線状降水帯の発生にともなう豪雨災害が頻発
- ・雨の降り方が局地化・激甚化・集中化しており、災害発生リスクが高くなっている

### 平成24年7月 九州北部豪雨災害





死者31名、行方不明者3名、負傷者32名 全壊279戸、半壊1863戸、 床上浸水7938戸、床下浸水13,035戸

※福岡県、熊本県、大分県、佐賀県の被害合計

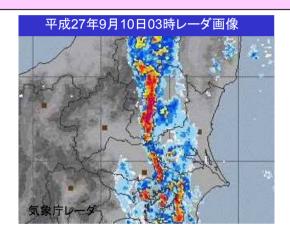
平成26年8月 広島土砂災害





死者74名、負傷者44名 全壊132戸、半壊122戸

### 平成27年9月 関東・東北豪雨災害





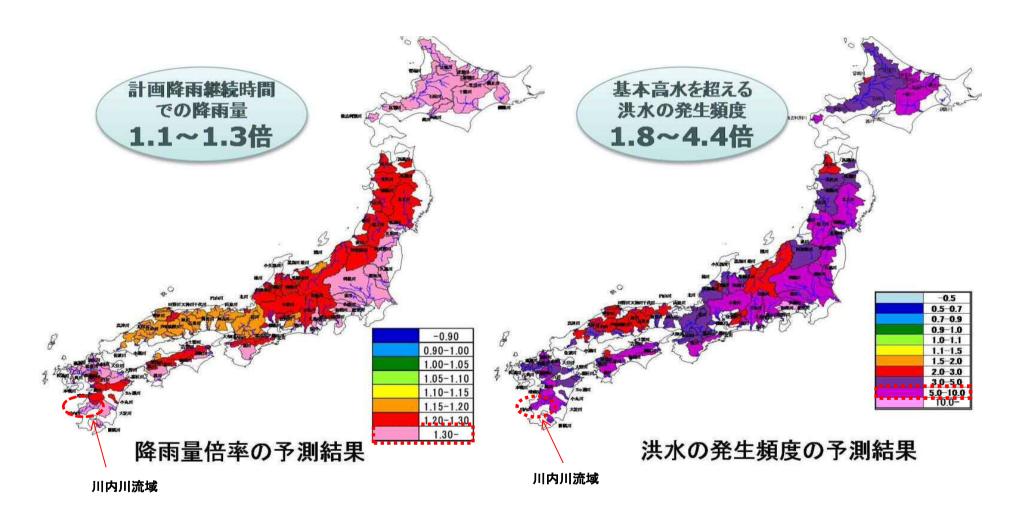
死者2名、負傷者30名、救助者約4300名 床上浸水4,400戸、床下浸水6,600戸

※茨城県常総市関係

## 気候変動等における災害リスク



- ■今後の降雨の見通し(想定最大外力)
- ・今後100年で降雨量は、川内川流域で1.3倍以上になる予想であり、災害リスクは確実に上昇。



出典:想定最大外力(洪水、内水)の設定に係る技術検討会 (国土交通省)